

14. 舞鶴市清掃事業年表

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
明治33年	4月	・汚物掃除法施行	
34年	4月	・汚物掃除法規定施行	
38年	4月	・汚物掃除法規定改正	
昭和 9年	5月		・西焼却場建設(引土697-2) 7.5t/8時間×2炉
13年	2月		・三舞鶴衛生社(株)設立
	11月	・東焼却場建設(市場578) 5.5t/8時間×2炉 2.0t/8時間×1炉	
15年	11月	・中焼却場建設(余部上938) 8.0t/8時間×1炉	
18年	4月		・舞鶴厚生(株)に委託(三舞鶴衛生社(株)→舞鶴厚生(株)に名称変更)
	5月	・舞鶴市、東舞鶴市合併 ・所管:厚生課 ・舞鶴市屠場使用料条例施行	
19年		・舞鶴市ふん尿汲取手数料条例施行 ・ふん尿汲取運搬処理規則制定	
20年			・舞鶴厚生(株)に許可
29年	1月		・舞鶴保健興業(有)設立
	4月		・舞鶴保健興業(有)に許可
	7月	・清掃法施行(汚物掃除法廃止)	
30年	4月	・舞鶴市清掃条例施行	・許可業者による収集 (手数料 40円/荷=27ℓ×2個)
34年	4月	・厚生課を社会課に改称	
37年	4月	・舞鶴市清掃条例改正	・ふん尿汲取料金改定 (手数料 45円/荷=27ℓ×2個)
	8月		・舞鶴衛生社に許可
	11月		・大谷貯溜槽投入 (昭和38年8月26日まで)
38年	8月		・小浦貯溜槽投入
	9月		・上東貯溜槽投入 (平成元年度まで)
	10月	・舞鶴市と畜場条例施行 (屠場使用料条例廃止)	
39年	3月	・舞鶴市清掃条例改正	
	4月	・社会課を衛生課に改称	
	11月		・黒崎処理場開設(31,783㎡) (昭和39年~46年まで許可あり 47年以降許可なし) (平成3年1月14日まで)
40年	3月		・松ヶ崎処理場完成(10月投入) (嫌気性消化処理、60kl/日)
	5月		・不燃ごみ収集開始 (特別清掃地域、直営)
43年	4月	・舞鶴市清掃条例改正	(手数料 20円/18ℓ)
45年	4月		・不燃ごみ収集業者委託 (舞鶴運輸) ・小浦不燃物捨場開設 (27,000㎡) (昭和50年8月まで)

年 月		一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和45年	9月		・不燃ごみ収集特掃区域外も収集開始	
	10月	・衛生課から清掃部門を独立し、清掃課を新設		
	12月	・舞鶴市清掃条例改正 (手数料条項の削除) ・「清掃事業に関する意見書」が市議会から提出		
46年	2月			(手数料 35円/18ℓ)
	4月		・可燃ごみ収集手数料無料化 (ただし、特掃区域20円/40ℓ) ・不燃ごみ収集 (市街地6回/年、その他3回/年)	
	9月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法廃止)		
47年	4月	・清掃課から清掃工場を分離独立	・不燃ごみ収集 (市街地6回/年、その他4回/年)	
	10月		・可燃ごみ収集 週2回 (ただし、市街地のみ)	
	11月		・清掃工場新設(字森駒ヶ谷) 13.34t/8時間×6炉(80.04t) ・中焼却場廃止	
	12月		・東焼却場廃止 ・西焼却場廃止	
48年	4月		・不燃ごみ収集(市全域6回/年) ・不燃ごみ収集を幸友社に委託	
	8月			(手数料 50円/18ℓ)
49年	9月			(手数料 70円/18ℓ)
50年	8月		・5万トタンク(旧海軍施設)へ不燃物埋立開始(昭和56年11月まで)	
	11月			(手数料 85円/18ℓ)
51年	10月		・不燃ごみ3分別収集実施(金属類、ガラス類、陶磁器・プラスチック類) (市街地 12回、その他6回/年)	
52年	11月			(手数料95円/18ℓ) ・遠隔地料金体系化
	12月	・「し尿処理行政に関する要望決議」が市議会から提出		
54年	4月			・処理施設108kl/日に改造
55年	2月	・舞鶴市墓園条例施行 (北吸墓園 530区画)		
	4月	・舞鶴市墓園基金条例施行		
	5月		・滝ヶ下埋立処分場開設 (300,000㎡)	
56年	8月			(手数料 105円/18ℓ)
57年	6月	・建設廃材処理場条例施行	・与保呂建設廃材処理場開設 (昭和61年3月9日まで)	
58年	3月		・清掃工場第二工場新設 (15.0t/8時間×2炉)	
	6月	・舞鶴市墓園条例改正 (150区画追加) ・舞鶴市墓園基金条例改正		
59年	4月	・舞鶴市環境美化条例施行	・廃乾電池を分別収集	

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和60年	6月	・「糞尿処理行政の改善に関する要望決議」が市議会から提出	
	8月		(手数料 120円/18ℓ)
	10月	・浄化槽法施行	
61年	3月	・建設廃材処理場条例改正	・大谷建設廃材処理場開設 (平成6年2月28日まで)
62年	4月	・清掃課を生活環境課に改称	
63年	4月		・可燃ごみ全市収集開始
平成元年	4月		・可燃ごみ全市 週2回収集
	7月		・廃乾電池を北海道で処理(60t)
3年	1月		・(株)舞鶴市環境センター営業
	4月	・再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)施行	・古紙等資源回収活動報奨金制度創設(古紙・古布 2円/kg)
	8月		(手数料 150円/18ℓ)
	10月	・廃掃法全部改正	
4年	1月	・生活排水処理基本計画策定	
	7月		・空缶回収機を東駅前設置
	11月	・ごみ減量対策懇話会設立	
5年	4月	・清掃工場を清掃事務所に改称	・清掃事務所第一工場建替 (40.0t/16時間×2炉)
	10月	・ごみ減量市民集会開催 (フリーマーケット導入)	
6年	1月	・「舞鶴市のごみの減量を図るための提言」(ごみ減量対策懇話会)	
	2月	・建設廃材処理場条例廃止 (大谷)	
	4月	・環境対策室を新設 (生活環境課、清掃事務所)	・古紙等資源回収活動報奨金制度改正(2円→3円/kg、アルミ類追加)
	5月		・ごみ集積箱設置事業補助金制度実施
	6月		・生ごみ堆肥化容器購入事業費補助金制度実施
	9月	・建設廃材処理場条例施行	・福来建設廃材処理場開設 (平成11年8月6日まで)
	10月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行 (清掃条例廃止)	・不燃ごみ6種9分別収集をモデル地区で実施
7年	4月		・不燃ごみ全市毎月1回収集
	5月		(手数料 180円/18ℓ) ・遠隔地料金改定
	9月		・空缶回収機を「さとう」に設置
8年	3月		・マイリサイクル店認定制度実施
	4月		・東駅前の空缶回収機を市役所前に移設
	7月		・クリーンキャンペーン実施(平成9年度からは実行委員会主催)
9年	4月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)施行	
	5月		(手数料 190円/18ℓ)
	6月		・空缶回収機を1台増設 (市役所前)

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成9年	7月	・福知山市食肉センター開設 (舞鶴市と畜場業務終了)	
	9月	・舞鶴市と畜場条例廃止	
	12月		・滝ヶ下処理場(軽微変更) (30万m ³ →32.9万m ³)
10年	2月		・空缶回収機を「ベルマートいいだ」に設置
	3月	・廃棄物減量等推進審議会設置	・処理施設基幹改良事業実施
	4月	・リサイクル事務所開設	
	5月		・リサイクルプラザ稼働 (40t/5時間) ・不燃ごみ6種9分別収集を全市 で実施 ・粗大ごみ戸別収集を無料で試 行実施 ・ごみ収集カレンダー作成・配布
	8月		・再生品の展示開始(プラザ)
	12月	・舞鶴市が設置する一般廃棄物 処理施設に係る生活環境調査結 果の縦覧等に関する条例施行	
11年	5月		・粗大ごみ戸別収集を有料化
	10月		・「下水道の整備等に伴う一般廃 棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法」に基づく合理化事業 計画の承認
	11月		・リサイクル教室開始(プラザ)
	12月		(手数料 200円/18 ^{リットル})
12年	1月	・ダイオキシン類対策特別措置法 施行	
	3月	・建設廃材処理場条例廃止 ・舞鶴市環境基本計画策定	
	6月	・循環型社会形成推進基本法施 行	・清掃事務所第二工場ダイオキシ ン対策改修工事開始
13年	1月	・環境省発足	
	4月	・特定家庭用機器再商品化法(家 電リサイクル法)施行	・家電リサイクル法対象4品目の処 理手数料制定
	5月		・子供服展示提供コーナー設置 (プラザ)
	6月		・清掃事務所第一工場ダイオキシ ン対策改修工事開始
	8月		・清掃事務所第二工場ダイオキシ ン対策改修工事終了
	9月		・環境美化里親制度(アダプトプロ グラムまいづる)実施
14年	1月	・「一般廃棄物減量化等の進め方 について」廃棄物減量等推進審 議会答申	
	4月	・特定製品に係るフロン類の回収 及び破壊の実施確保等に関する 法律施行	
	11月	・ごみ減量化市民アンケートの実 施	・清掃事務所第一工場ダイオキシ ン対策改修工事終了
15年	3月		・空缶回収機景品交換の終了
	10月	・資源有効利用促進法に基づき 家庭系パソコンリサイクルの開始	

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成16年	1月		・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画変更の承認
	2月	・「ごみ有料化の考え方について」 廃棄物減量等推進審議会意見	
	9月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例改正(平成17年4月からごみ有料化実施)	
	10月	・台風23号による災害ごみを処理(総量約5,730トン)	
	12月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例改正(ごみ有料化実施を平成17年10月からに延期)	
17年	9月	・紙ごみの分別収集実施	
	10月	・可燃ごみ有料化実施	・電気式生ごみ処理機購入補助制度実施
	11月		・リサイクルプラザのごみ運搬車(4トン車1台)にバイオディーゼル燃料を使用
18年	9月	・リサイクルプラザのごみ運搬車(2トン車1台)にバイオディーゼル燃料を使用	
19年	4月	・舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例施行	
21年	2月		・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の承認
22年	3月	・一般廃棄物最終処分場(大波上地区)が供用開始(100,000m ³)	
	8月	・廃食用油を古紙等資源回収活動報奨金制度の品目に追加(10あたり5円)	
24年	4月	・舞鶴市墓地等の経営の許可に関する規則施行	・「ごみ収集カレンダー」を「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」に改称
	6月		・ごみゼロ啓発キャラクター「ごみブクロウ」誕生
25年	4月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例改正(一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格) ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)施行	
	9月	・台風18号による災害ごみを処理(総量約1,046トン)	
26年	3月		・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の承認
	10月		・小型家電リサイクル回収ボックスを設置(市内6カ所)
27年	1月		・古紙回収ボックスを設置(本庁、西支所、加佐分室)